

第二章 事業

第七條 本會は左記の事業を實行す

一 出版部 毎月一回機関紙を發行す

一 法律部 法律に關する顧問となり會員の權利を擁護す

一 研究部 本會の主義綱領の普及を期す

一 調査部 本會の福利を促進するに必要なる事業を行ふ

一 見聞部 本會の福利を促進するに必要なる事業を行ふ

第八條 本會の職員は本會の主義綱領に

共鳴し本會規約を遵守し會費一ヶ月

金貳拾銭を納付するものとす

第九條 本會會員にして不都合の行為

ありたる時は常任委員會の決議に

より除名す

第十條 既納の會費は如何なる事ある

も一切返戻せず

第十一條 本會に左の役員を置

一 常任委員長

一 常任委員

一 會計

一 鑑事

一 代議員

一 常任委員長は大會に於て選挙

し本會の事業及事務を統轄

し本會を代表す

但し任期を一年とし再選を妨

げず

一 代議員は選挙区内の人員三十名毎に壹

名を選出し最後の端数拾名に滿らな

る時は更に一名を撰出するものとす

代議員の任期を壹年と定む、但し再選を妨

げず

一 支部を以て一選挙区と定む會員はいづ

れかの支部に属するものとす

一 常任委員は會員百名につき一名の割合を

以て各支部より選出するものとす

一 常任委員は本會の事業及事務を統

理す

一 鑑事日本會の功勞ある士を常任

委員に於て推荐し常任委員會の

相談に參與するものとす

一 會計は常任委員長之れを推荐す

一 常任委員長は必要に應じて

書記事務委員を任命するもの

とす

第十二條 本會は毎年壹回定

期大會を開催す會計其他

重要事項を議決す

第十三條 大會は本會の常任委

員長、常任委員、代議員、

會計、鑑事、を以て組織す

第十四條 本會の定期大會は毎

年一月開催するものとす

第十五條 大會の決議は総て